



那 監 第 52 号
平成 26 年 7 月 30 日

板谷 清隆 様

那覇市監査委員 新 城 和 範
宮 里 善 博
翁 長 俊 英
亀 島 賢 二 郎



那覇市職員措置請求について（通知）

平成 26 年 6 月 27 日付けで提出された那覇市職員措置請求については、下記のとおり通知します。

記

1 結論

本請求を却下する。

2 却下の理由

昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判例によると、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものである」とされている。

本件請求における主張についてみると、条例に定める障害福祉サービス事業を実施しておれば、本来、国や県より補助金として受けられるものであったとし、障害者福祉センター指定管理に伴う委託料の支出が不当な公金の支出に当たるとして監査を請求している。

しかし、障害福祉サービス事業を実施するか否かは、一般行政上の行為であり、財務会計の行為に当たらず住民監査請求の対象とはならないものである。

以上の理由により、本件請求人の主張は、地方自治法第 242 条第 1 項に規定されている住民監査請求の要件を満たしておらず、適法な請求とは認められない。